

平成30年環境省令第10号自然公園法施行規則の一部改正との対比表

自然公園法施行規則の一部改正		高知県立自然公園条例施行規則一部改正	
第11条	特別地域内、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準	第14条	特別地域内の行為の許可基準
第1項	「第二十条第六号イ(4)において同じ。」を「第二十条第六号イ(5)において同じ。」に改める。	第1項	改め部分なし
第12条	特別地域内における許可又は届出を要しない行為	第17条	特別地域内における許可又は届出を要しない行為
追加第10号の5	境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。	追加第18号	境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
追加第10号の7	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。	追加第20号	電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)
追加第10号の8	既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更は除く。)で張り替えること。(色彩の変更を伴わないものに限る。)	追加第21号	既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更は除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)
追加第10号の9	電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。	追加第22号	電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
追加第10号の10	支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。	追加第23号	支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込み口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
追加第10号の11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条及び第十三条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。	追加第24号	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

平成30年環境省令第10号自然公園法施行規則の一部改正との対比表

自然公園法施行規則の一部改正	高知県立自然公園条例施行規則一部改正
規定条文なし	追加第25号 高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)第28条第1項に規定する認定保護管理事業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。
追加第10号の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。	追加第26号 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。
追加第10号の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条及び第十三条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。	追加第27号 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。
追加第16号の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。	追加第34号 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
規定条文なし	追加第35号 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。
第17号 第17号中「(平成十六年法律第七十八号)」を削る。	第36号 第25号中「(平成16年法律第78号)」を削り、同号を第36号とする。
第17号12 第17号12中「(平成四年法律第七十五号)」を削る。	規定条文なし
規定条文なし	第47号 第36号中「(平成17年高知県条例第78号)」を削り、同号を第47号とする。

平成30年環境省令第10号自然公園法施行規則の一部改正との対比表

自然公園法施行規則の一部改正	高知県立自然公園条例施行規則一部改正
追加 第26号の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。	追加 第64号 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
規定条文なし	追加 第65号 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
追加 第26号2の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。	追加 第66号 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
追加 第27号の2 認定保護増殖事業等の実施のために法第二十条第三項第十一号の規定により環境大臣が指定する植物を採取し、又は損傷すること。	追加 第79号 認定保護増殖事業等の実施のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。
規定条文なし	追加 第80号 認定保護管理事業等の実施のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。
追加 第27号の8 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。	追加 第87号 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
規定条文なし	追加 第88号 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

平成30年環境省令第10号自然公園法施行規則の一部改正との対比表

自然公園法施行規則の一部改正	高知県立自然公園条例施行規則一部改正
<p>追加 第27号の10 の2</p> <p>国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</p>	<p>追加 第91号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>追加 第27号の14 の2</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>	<p>追加 第93号</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>追加 第27号の17 の2</p> <p>認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。</p>	<p>追加 第97号</p> <p>認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。</p>
<p>規定条文なし</p>	<p>追加 第98号</p> <p>認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。</p>
<p>第27号の21</p> <p>第27号の21の口中「家畜、農作物」を「家畜又は農作物」に改める。</p>	<p>第102号</p> <p>現行規定「家畜又は農作物」</p>
<p>第13条</p> <p>特別保護地区内における許可又は届出を要しない行</p>	<p>—</p> <p>特別保護地区無し</p>
<p>第13条の五</p> <p>利用調整地区における認定等を要しない行為</p>	<p>—</p> <p>利用調整地区無し</p>
<p>第15条</p> <p>普通地域内における届出を要しない行為</p>	<p>第22条</p> <p>普通地域内における届出を要しない行為</p>
<p>第1号</p> <p>第1号中「第十号の五」を「第十号の十三」とし、「第二十六号の二」を「第二十六号の二の三」に改める。</p>	<p>第1号</p> <p>第1号中「第18号まで、第44号から第52号まで、第80号又は第81号」を「第27号まで、第55号から第66号まで、第104号又は第105号」に改める。</p>
<p>第20条</p> <p>権限の委任</p>	<p>—</p> <p>権限の委任無し</p>